

静岡県告示第619号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条及び第9条の規定により、浜松市において平成31年3月15日付け県公報第3098号告示第195号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を解除する。

令和5年10月20日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 区域の名称

金指金指原G土砂災害警戒区域 金指金指原G土砂災害特別警戒区域

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 区域の表示

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県浜松土木事務所及び浜松市役所土木部河川課に備え置いて縦覧に供する。）